

計画とモニタリングの原則

資料1「平成29年3月31日 相談支援に関するQ&A」から、計画相談とモニタリングに関する部分の概要を説明します。説明内の問〇〇は、Q&Aの該当質問の番号です。

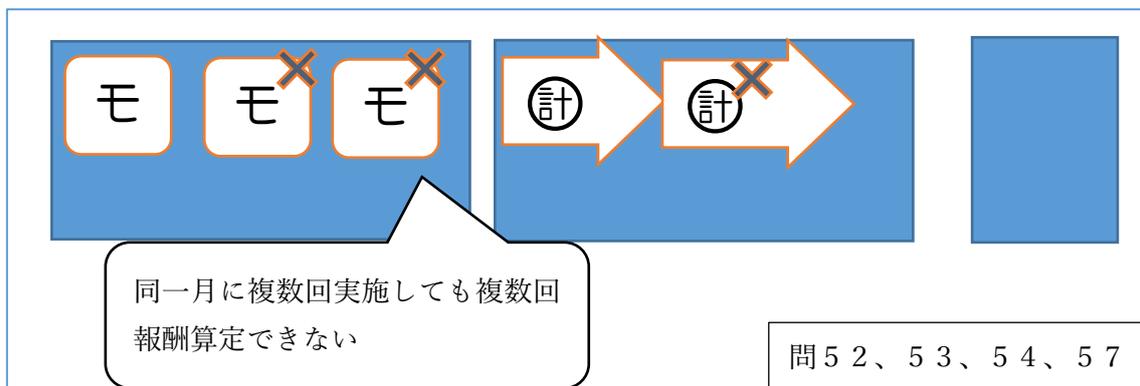
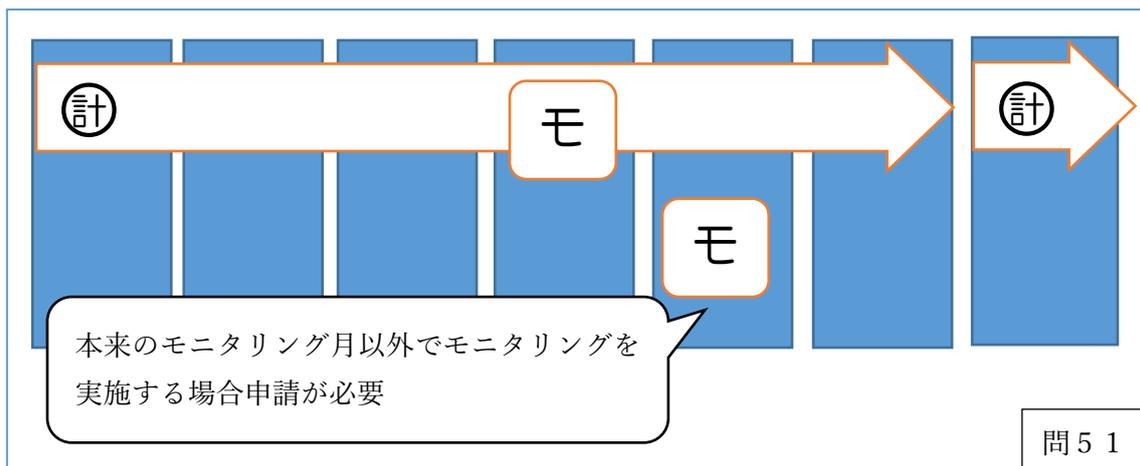
サービス利用支援

支援をする上の課題等の把握（アセスメント）を行い、課題に対応するための福祉サービス等の組合せについて検討しサービス等利用計画を作成すること

継続サービス利用支援

予め設定した期間ごとにサービス等利用計画の実施状況を検証（モニタリング）し、サービス等利用計画の見直しを行うこと

計…サービス利用支援 モ…継続サービス利用支援 セ…セルフプラン



同一月にモニタリングと計画を実施した場合、モニタリングは算定できない

問52、55、56、59

一連の行為であれば、月をまたいだ場合でもモニタリングは算定できない

問52、55

計画を実施した後、同一月にモニタリングを実施した場合、必要に応じモニタリングは算定できる（申請が必要）

問57、60

事業所変更等の際、モニタリングは一方しか算定できない

モニタリング月等に限らず
事業所引継ぎを行った時点で計画相談事業所変更届を提出すること

問58

計

計

計

転居等で市町村が変わった場合、新旧双方の自治体で計画算定ができる

問 6 1

セ

計

セルフプランから、新たに計画相談を導入する場合、モニタリング月に限らず、適宜サービス等利用計画を算定できる。

和歌山市

計

モ

計

サービス追加等で計画の変更を行う場合、モニタリングの決定を併せて行っていたが、今後は原則決定しない（モニタリングのみで終了する場合は適宜相談）

和歌山市